

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から56年3月まで
② 昭和56年4月から同年9月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和55年10月から56年3月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が無いことが判明した。

昭和55年9月末に退職後、実家の経営する会社に就職し、父が、両申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。

このため、両申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間は、それぞれ6か月と短期間であり、両申立期間を納付したとする申立人の父及び母は、昭和35年10月1日に国民年金に加入後、57年4月1日に厚生年金保険に加入するまでのすべての期間について保険料を納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日については、申立人が所持する年金手帳及び申立人の居住地であるA市区町村が管理していた国民年金被保険者名簿に「昭和55年10月1日」と記載されているにもかかわらず、オンライン記録では、申立期間②直後の「昭和56年10月1日」となっており、申立期間②を含む昭和56年4月から同年12月までの保険料についても、前記名簿では、57年12月1日に現年度納付していることが確認できるが、オンライン記録では未納とされており、行政側の記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

さらに、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金被保険者台帳管理簿及び直後の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和56年10月30日から57年1月1日の間であると考えられるとともに、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日については、前述のとおり「昭和55年10月1日」と記載されていることから、申立人は、申立期間①について、国民年金被保険者資格を有していたことが確認でき、国民年金に加入した時点において、過年度納付することが可能であった申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 1077

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月及び57年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月及び57年1月
社会保険事務所(当時)で私と夫の納付記録を確認したところ、私のみ、昭和56年12月及び57年1月の国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間については、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたはずである。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間である。
また、申立人は、申立人の夫と一緒に保険料を納付していたと主張しているところ、事実、申立人の夫に係る申立期間の保険料は、納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。
さらに、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は、申立期間前後の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。
その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
年金問題が発生し、心配になり、社会保険事務所（当時）で自分の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。
当時は、父と一緒に会社を営んでおり、結婚後しばらくの期間、父が保険料を納付してくれていたことを記憶している。
このため、申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間以前に二度過年度納付をした事実が確認できるとともに、昭和 58 年度に過年度納付書が発行されていることが推認できる上、申立期間直後の 58 年度の保険料については現年度納付している事実が確認できることから、この時点で時効未到来であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人及び申立人の母の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人の父は、第 2 回特例納付により両者の未納期間の保険料についてすべて納付している事実が確認できることから、納付意識が高かったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間③について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、当該期間のうち、昭和57年10月から58年2月までを24万円、同年3月から59年1月までを26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間④について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和59年3月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月から50年4月21日まで
② 昭和50年4月から55年6月まで
③ 昭和57年10月から59年2月12日まで
④ 昭和59年2月12日から同年3月20日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び④について、加入記録が無いことが判明したほか、申立期間②及び③について、標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う額と相違していることが判明した。

しかし、各申立期間中、A社に勤務し、給与に見合う厚生年金保険料が控除されていたはずである。

このため、申立期間①及び④について、厚生年金保険の被保険者期間を訂正し、申立期間②及び③について、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③について、オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額が10万4,000円となっている。

一方、申立人から提出された給与明細書（昭和57年10月分及び同年11月分並びに58年3月分を除く。）では、保険料控除額については、標準報酬月額24万円または26万円に対応する額であったことが確認できるほか、給与支給額については、標準報酬月額30万円または41万円に対応する額であったことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和57年10月から58年2月までを24万円、同年3月から59年1月までを26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間④について、申立人から提出された給与明細書により、申立人が昭和59年3月20日までA社に勤務していたことが確認できるほか、申立期間に係る厚生年金保険料として、標準報酬月額26万円に相当する保険料が給与から控除されていることが認められる。

一方、A社は、昭和59年2月12日に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているものの、申立人と同様の勤務形態であった同僚から、同社に事務職の従業員が5人いた旨のほか、取引先の事業所に派遣されていた従業員（自身及び申立人を含む。）が30人から40人ほどいた旨の証言が得られたことから、当該期間において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において、適用事業所でありなが

ら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①について、上記2のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、商業登記簿謄本に記載のある事業主は既に他界しているほか、社会保険担当者の連絡先も確認できないため、申立人の勤務状況等について照会することができない。

また、労働局に照会したところ、申立期間における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

さらに、申立期間に被保険者資格を有していた同僚一人及び申立人が名前を挙げた同僚一人の計二人に照会したところ、二人から回答が得られ、そのうち、一人から、入社後、従業員全員が社会保険に加入していた訳ではなく、それぞれ違っていた旨の証言が得られたほか、他の一人から、昭和47年から50年ごろにかけて、事業主から、国民年金への加入の指示があった旨のほか、申立人も同じ状況だったと思う旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間②について、上記3のとおり、事業主及び社会保険担当者に照会することができない上、申立人が名前を挙げた同僚からも、申立人の標準報酬月額に関する具体的な証言は得られなかった。

また、オンライン記録により確認できる申立人と同年代の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額か又は申立人より低額となっており、申立人の標準報酬月額のみが低額となっている事情は無い。

このほか、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1018

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、平成13年2月から同年9月までは44万円に、同年10月から14年2月までは62万円に、同年3月から同年6月までは26万円、同年7月から15年8月までは30万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年2月21日から15年9月1日まで
② 平成15年9月1日から同年12月1日まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者記録について、平成13年2月21日から15年12月1日までの期間に係る標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。この処理には納得できないので、申立期間について標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成13年2月から同年9月までは44万円、同年10月から14年2月までは62万円、同年3月から同年6月までは26万円、同年7月から15年8月までは30万円と記録されていたところ、14年10月7日付けで、13年2月21日に遡^{そきゆう}及して訂正され、それぞれ9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、同僚の証言から判明したA社の社会保険事務を担当していた者に照会したところ、申立人の給与は25万円を下回ったことはない旨のほか、申立期間当時、同社は600万円程度の社会保険料を滞納しており、

これを整理する方策として、同社の代表取締役であった申立人の夫に標準報酬月額の遡及訂正を行うことについて相談したものの、申立人には直接話したことはない旨の証言が得られた。

また、口頭意見陳述においても、申立人は、自身に社会保険に関する権限はなく、本件訂正処理についても全く知らなかった旨を主張するとともに、A社の代表取締役であった申立人の夫に照会したところ、申立人は社会保険の手続には関わっていなかった旨のほか、遡及訂正について、同社の社会保険事務担当者等から概略のみであるが説明を受け、自身の標準報酬月額が引き下げられることは認識していたものの、申立人及び他の従業員の標準報酬月額が引き下げられていたことについては全く知らず、申立人はこの件に関して知らなかった旨の証言が得られたことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又は標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成13年2月から同年9月までは44万円、同年10月から14年2月までは62万円、同年3月から同年6月までは26万円、同年7月から15年8月までは30万円に訂正することが必要であると認められる。

- 2 申立期間②については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人から提出されたA社の給与支給明細書により、申立人の給与総支給額は月々30万円であったことが確認できるものの、平成15年9月から同年11月まで（給与支給明細書では平成15年10月分から同年12月分まで）の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（9万8,000円）に対応する額であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和54年1月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額については、同年1月から同年6月までを11万円、同年7月を10万4,000円、同年8月及び同年9月を11万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和59年8月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年11月1日から54年1月1日まで
② 昭和54年1月1日から同年10月1日まで
③ 昭和59年8月1日から同年12月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和53年11月1日から54年1月1日までの期間及び同年1月1日から同年10月1日までの期間並びにC社に勤務していた期間のうち、59年8月1日から同年12月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

両事業所に勤務していたことは間違い無いので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人がA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

また、申立人から提出された昭和54年2月分、同年4月分及び同年5月分並びに同年7月分から同年10月分までの給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた一人を含む同僚二人から、上記給与明細書はA社が発行したものである旨の回答があるとともに、B社からは、申立期間の厚生年金保険料の控除方式について、翌月控除であった旨の回答が得られた。

加えて、上記給与明細書では、厚生年金保険料として、各月とも、4,015円が控除されていることが確認できることから、昭和54年3月分及び同年6月分の給与においても、同額の厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成19年法律第131号)に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は給与総支給額から、昭和54年1月から同年6月までを11万円、同年7月を10万4,000円、同年8月及び同年9月を11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料が保存されておらず、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③について、申立人がC社に勤務していたことは、当時の経理事務担当者の証言から推認できる。

また、申立人から提出された昭和59年8月分の給与明細書では、標準

報酬月額 13 万 4,000 円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、上記経理事務担当者から、当該給与明細書はC社が発行したものである旨のほか、申立期間における同社の厚生年金保険料の控除方式について、当月控除であった旨の回答が得られた。

さらに、上記経理事務担当者は、申立人は給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたとしている。

加えて、申立人から提出された預金通帳において、上記給与明細書に記載されている差引支給額 11 万 3,571 円が、C社から、昭和 59 年 8 月 25 日に振込まれていることが確認できるとともに、同年 9 月 26 日、同年 10 月 25 日及び同年 11 月 24 日においても、同額が振込まれていることが確認できることから、同年 9 月から同年 11 月までの期間においても、同年 8 月の保険料額と同額の厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、C社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたC社の給与明細書から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明で照会できず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できる。

しかし、同僚からは、申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、事業主から、当時の資料が残存していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用に関する証言は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1020

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和48年8月21日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月21日から同年9月21日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場から同社C工場に異動した時期に当たる、昭和48年8月21日から同年9月21日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和48年4月1日に入社してから、継続して、A社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、A社において、昭和48年4月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、平成15年12月31日に離職した記録がある旨の回答が得られた。

また、A社に照会したところ、申立人は昭和48年8月21日付けで同社B工場から同工場D分工場に異動した旨の回答が得られた。

なお、A社は、同社が保管している「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（控え）」に加え、E企業年金基金の記録により、申立人が継続して同基金に加入していたことが確認できることから、申立てどおりの届出を行っているはずであるとしている。

さらに、E企業年金基金に照会したところ、申立人は、昭和48年4月1

日に加入員資格を取得し、平成16年1月1日に同資格を喪失した旨の回答が得られたほか、同基金から提出された「厚生年金加入員資格取得届（控え）」及び「基金掛金情報」により、申立人が昭和48年8月21日にA社B工場D分工場において加入員資格を取得していることが確認できる。

加えて、E企業年金基金から、申立期間当時の厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたとの回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が主張する昭和48年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された「健康保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書（控え）」及びE企業年金基金から提出された「厚生年金基金加入員資格取得届（控え）」から、7万2,000円とすることが妥当である。

茨城厚生年金 事案 1021

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、平成7年4月から8年7月までは50万円に、同年8月から9年7月までは41万円に、それぞれ訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から9年8月1日まで
年金事務所で年金記録を確認したところ、A社に勤務していた平成7年4月から9年7月までの期間の標準報酬月額が、当時の給与より低いことが判明したため、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録により、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成7年4月から8年7月までは50万円、同年8月から9年7月までは41万円と記録されていたところ、8年10月1日付けで、7年4月1日に遡^{そきゅう}及して訂正され、それぞれ28万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、申立人はA社の役員ではないことが確認できる。

また、遡及訂正記録のある22人のうちの11人及び申立期間の事務担当者1人の計12人に照会したところ、全員から、申立人は、社会保険事務に関わっていなかった旨の証言が得られた。

さらに、申立期間に、A社が社会保険関連の事務を委託していた社会保険労務士に照会したところ、遡及訂正処理を行った当時、同社には社会保険料の滞納があり、社会保険事務所と相談の上、遡及訂正処理を行い、その後

の標準報酬月額も低く届け出た旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年4月から8年7月までは50万円、同年8月から9年7月までは41万円に、それぞれ訂正することが必要であると認められる。

茨城厚生年金 事案 1022

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年8月31日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約13か月後の昭和21年9月19日に支給されていることが確認できることから、事業主が代理請求を行ったとは考え難い。

また、申立人に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている申立人の氏名は誤っている上、訂正された形跡も無く、仮に、申立人又はその委任を受けた代理人が脱退手当金を請求した場合、申立人の氏名は訂正されるものと考えられることから、申立人の意思に基づく請求であったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月5日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から同社の関連会社であるB社に出向していた期間のうち、昭和42年4月5日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和40年4月1日からA社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、A社において、昭和40年4月1日に雇用保険被保険者資格を取得し、45年4月20日に離職した記録がある旨の回答が得られた。

また、A社からB社に出向した者一人に照会したところ、異動した者は数人いた旨のほか、異動した者について、継続して勤務していたとして、勤務期間に空白期間（5か月）は無かった旨の証言が得られた。

さらに、A社に照会したところ、B社は、関連会社であり、昭和42年4月5日に設立された会社で、申立人は同日付けでA社からB社に出向したと思われる旨のほか、同社の体制が整うまでは、A社において、B社に係る給与事務を行っていたと思われる旨の回答が得られた。

加えて、A社から、申立人について、通常どおりに給与が支給されてい

れば社会保険料が控除されていたはずであり、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当するまでは、A社における被保険者として、厚生年金保険に加入させるべきであったにもかかわらず、誤って資格喪失に係る届出を提出してしまった旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間中、A社の厚生年金保険被保険者として、同社の関連会社であるB社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るB社における昭和42年9月のオンライン記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立人の被保険者資格に係る届出を誤って提出した旨の回答が得られたことから、事業主は昭和42年4月5日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1024

第1 委員会の結論

申立人の、A社における被保険者資格の取得日は昭和45年9月16日、喪失日は46年3月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月16日から46年3月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B社の関連会社に勤務していた期間のうち、昭和45年9月16日から46年3月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
申立期間中、B社の関連会社に勤務していた記憶があるので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、事業所名は不明であるものの、申立人は、B社以外の事業所において、昭和45年9月16日に雇用保険被保険者資格を取得し、46年2月28日に離職している旨の回答が得られた。

また、法務局に照会したところ、申立人が申立期間の直前まで勤務していたB社と同一の所在地に、A社の商業登記簿が確認できる旨の回答が得られたことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、生年月日が相違するものの、申立人と同姓同名で、昭和45年9月16日に被保険者資格を取得し、46年3月1日に同資格を喪失している被保険者記録があることが判明した。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の生年月日の記載が誤っている上、その記載年月日が上記A社に係る被保険者名簿に記載されている生年月日と一致していることから、上記の被保険者記録は申立人の記録であると認められ、申立人は、昭和45年9月

16日から46年3月1日までの期間に、A社における厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万9,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 2 日から 47 年 8 月 9 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 46 年 12 月 2 日から 47 年 8 月 9 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚のうち、存命中で連絡先の判明した5人に照会したところ、2人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

また、上記回答のあった同僚一人から、申立期間当時、A社では、社内に2つのグループが存在し、自身を含め、一方のグループに所属していた者は社会保険に加入していたが、もう一方のグループに所属していた者は、独立した形態で勤務していたため、社会保険に加入していなかった旨のほか、申立人については、記憶が無く、同じグループではなかった旨の証言が得られた。

さらに、申立人は、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立期間の代表者及び取締役については、連絡先が不明であるため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について照会することができない。

加えて、労働局からは、A社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月5日から29年1月8日まで
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の申立期間に係る健康保険整理番号の前後117人の女性のうち、オンライン記録が確認できた80人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員が脱退手当金の受給資格を有しており、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は、申立人を含めて53人おり、そのうちの1人については、申立人と厚生年金保険被保険者資格喪失日及び脱退手当金の支給決定日が同日であることのほか、当時は「通算年金通則法」(昭和36年法律第181号)の創設前であることを踏まえると、申立期間当時、A社B工場においては、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱手」の表示があり、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額及び脱退手当金の支給決定日(昭和29年2月24日)などが具体的に記載されているとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月以内に、脱退手当金の支給決定が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、

申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 2 月 1 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が、それまでより引き下げられていることが判明した。それまでは一括で受け取っていた給与を、分割して受け取るようにはなったが、受取額に特に変化は無かったはずであり、標準報酬月額を元の額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書により、申立期間に給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録上の標準報酬月額に相当する金額となっていることが確認できる。

また、申立人は、給与として、給与明細書に記載の金額とは別に、現金で受け取っていた金額がある旨を主張しており、その現金が入っていた封筒を提出しているが、当該現金から厚生年金保険料が控除された事実は確認できない。

さらに、A社から、当時、会社の事業が不振であったため、申立人の給与を引き下げた旨のほか、上記の申立人が主張している現金について、別途代表者個人からの恩恵的措置として支給していたものであり、給与ではないため、社会保険事務所（当時）に提出した報酬月額算定基礎届及び報酬月額変更届の金額には算入していない旨の回答が得られ、事実、年金事務所から提出された同社に係る平成 19 年 8 月 24 日付けの報酬月額変更届により、申立人を含む被保険者 3 人の標準報酬月額が、同年 9 月から引き下げ処理されていることが確認でき、不自然な記録訂正を行った形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月から 34 年 9 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところA社に勤務していた昭和 33 年 9 月から 34 年 9 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

上記期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、申立人から提出された写真及び同僚の証言から推認できる。

一方、申立期間当時のA社事務担当者に照会したところ、「当時、入社後1年ぐらいの期間は、見習期間であったと思われるので、社会保険には入れなかった。」旨の証言が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した6人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうちの1人から、「申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、勤務期間については分からない。また、厚生年金保険の適用状況についても不明である。」旨の証言が得られた。

さらに、上記回答のあった一人から、「A社へ入社したが、入社後すぐは、正社員になる資格が無いということで社会保険には入れてもらえず、入社後1年ないし2年経ってから、社会保険に入れてもらえたと思う。」旨の証言が得られた。

加えて、他の一人から、「社会保険については、会社の都合により、加入させたり、加入させなかったりしていたように思う。」旨のほか、「A社では、30人程度の従業員が勤務していた。」旨の証言が得られたところ、申立期間中、A社において被保険者資格を有していた者は6人ないし8人であることから、同社においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入さ

せる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、給与明細書等、保険料の控除を確認できる資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1029

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から10年7月1日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務していた期間のうち、平成8年1
月1日から10年7月1日までの期間について、標準報酬月額が大幅に引
下げられていることが判明した。

当時、社会保険料の滞納分を減額するため、標準報酬月額の引下げに
ついて、1年間は同意したが、2年6か月の期間が引下げられている。
社会保険事務所（当時）職員の指導で行ったものであり、この処理には
納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、
当初、平成8年1月から10年6月までは59万円と記録されていたところ、
同年2月5日付けで、遡及して訂正され、9万2,000円に引き下げられて
いることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、
同社の取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、専務と呼ばれ、事業主が経営面、自身
は内部の店舗管理、人事管理及び経理管理の職務を担っていたと主張して
おり、事業主と同じ立場で経営に携わっていたことが推認される。

さらに、申立人は、申立期間当時、社会保険関係の手続に関する決定に
関っており、社会保険事務所の対応は自身が行っていたと主張している。

加えて、申立人は、社会保険事務所に出向き、保険料滞納分を減額する

ため、役員の標準報酬月額をさかのぼって引下げる（自身については、1年分だけ）旨の申出を行い、自身がその手続を行った旨を主張している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1030

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月15日から35年5月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）C課に勤務していた期間のうち、昭和33年12月15日から35年5月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
申立期間中も継続してA社に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社D課から提出された人事記録により、申立人が申立期間に非正規社員としてA社C課に勤務していたことが確認できる。

一方、B社D課から、申立人の申立期間に係る勤務については確認できるものの、厚生年金保険の適用について詳細は分からない旨の回答が得られた。

また、A社E課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有し、申立人と同日に被保険者資格を喪失した同僚が39人いることが確認できることから、そのうち、存命中で連絡先の判明した10人に照会したところ、7人から回答が得られ、うち3人から、厚生年金保険の被保険者資格喪失と同時に組合に加入した旨の証言が得られたものの、申立人の厚生年金保険の加入について具体的な証言は得られなかった。

なお、F組合に照会したところ、申立人の申立期間における組合加入歴は無い旨の回答が得られた。

さらに、オンライン記録により、上記39人のうち、昭和33年12月15日以前の期間に係る脱退手当金の支給記録がある者が、13人いることが確認できることから、同日時点で、非正規社員に係る社会保険の取扱いに変更があった可能性がうかがわれる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1031

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 15 日から同年 5 月 8 日まで
② 昭和 38 年 6 月 1 日から 39 年 6 月 15 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 38 年 3 月 15 日から同年 5 月 8 日までの期間及び同年 6 月 1 日から 39 年 6 月 15 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 38 年 3 月 15 日から 39 年 6 月 15 日まで、A社に勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、労働局からは、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた者並びに申立期間①及び②にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した7人に照会したところ、3人から回答が得られ、そのうち、社会保険事務を担当していた者1人から、申立人が同社に入社した時期は、申立人が主張する昭和 38 年 3 月 15 日ではなく、同年 5 月ごろ又は同年 6 月ごろであった旨の証言が得られた。

2 申立期間②について、労働局に照会したところ、年数が経過しているため事業所名は不明であるものの、申立人は、B公共職業安定所管轄の事業所において、昭和 38 年 6 月 28 日から 40 年 5 月 31 日まで、雇用保険被保険者資格を有していた旨の回答が得られた。

また、申立人が申立期間②直後に厚生年金保険被保険者資格を取得したC社に照会したところ、同社から提出された「人事記録カード」及び「職員名簿」により、申立人は同社に昭和 39 年 2 月 1 日に入社していること

が確認できる。

このことから、申立期間②のうち、昭和39年2月1日以降の期間について、申立人は、B公共職業安定所管轄の事業所であったC社に勤務し、雇用保険に加入していたものと推認できるほか、同年6月15日までA社に勤務していたとの主張には矛盾が認められる。

なお、申立人に、口頭意見陳述を求めたものの、同意を得ることができず、申立期間②におけるA社の具体的な勤務期間について、確認することができない。

3 A社は、昭和58年12月16日に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本に記載されている役員は、いずれも連絡先不明のため、照会することができない。

4 このほか、申立期間①及び②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1032

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から 41 年 4 月 30 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 39 年 2 月 1 日から 41 年 4 月 30 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
しかし、上記期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚 6人に照会したところ、5人から回答が得られ、そのうちの2人から、申立人が同社に勤務していたことは間違いない旨の証言が得られたことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚から、申立期間にA社に勤務していた従業員は、20人ないし 28人であった旨の証言が得られたところ、同社に係る被保険者名簿により、申立期間に同社における被保険者資格を有していた者は、10人ないし 14人であったことが確認できる上、申立人が名前を挙げた同僚 11人のうち、2人の名前を確認することができないことから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、B社に照会したところ、申立人が申立期間に在籍していたか否かについては、書類が残存しておらず確認できない旨のほか、申立期間当時の社会保険の加入状況については、本人の希望により加入しないケースがあった旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。